



担	鳥取労働局
	雇用均等室長 室谷 留美
	室長補佐 周藤 明美
当	電話 0857-29-1709

平成 24 年度鳥取労働局雇用均等室における法施行状況

～6月は「男女雇用機会均等月間」です～

セクシュアルハラスメントに係る相談増 育児・介護休業法関連相談は 1.5 倍

鳥取労働局（局長 矢澤 由宗）は、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法、パートタイム労働法の施行状況を取りまとめました。その概要は次のとおりです。

※（ ）内は前年度の数値

1 労働者や事業主から寄せられた相談は 851 件（580 件）、前年度より 271 件、46.7% 増（別添 1）

- ・男女雇用機会均等法に関する相談は 122 件（111 件）。うち労働者からの相談が 57 件で約半数を占めた。相談内容は「セクシュアルハラスメント」が 67 件、54.9%で最も多く、前年度（49 件、44.1%）より件数も割合も増加している。
- ・育児・介護休業法に関する相談は 569 件（365 件）。平成 24 年 6 月 30 日の改正育児・介護休業法全面施行に伴う規定整備の相談が増加し、前年度の 5 割増になった。うち労働者からの相談は 100 件で前年度（58 件）より増加している。
- ・「妊娠・出産、育児休業に係る不利益取扱い」に関する相談が 26 件（22 件）で、増加傾向にある。

2 雇用均等室における指導件数は 841 件（757 件）、前年度より 84 件、11.1% 増（別添 1）

- ・男女雇用機会均等法に関する指導件数は 111 件（165 件）。指導事項は「セクシュアルハラスメント」106 件（127 件）が最も多い。
- ・育児・介護休業法に関する指導件数は 577 件（289 件）。指導事項は「育児休業」82 件（59 件）が最も多い。
- ・パートタイム労働法に関する指導件数は 153 件（303 件）。指導事項は「通常の労働者への転換」75 件（110 件）が最も多い。

3 紛争解決援助の状況（別添 1～3）

- ・紛争解決援助の受理件数は 8 件で前年度（3 件）より増加。「妊娠・出産に係る不利益取扱い」に関するものが 3 件（1 件）で、最も多い。

4 今後の対応

セクシュアルハラスメントに関する相談が多く寄せられていることから、引き続き男女雇用機会均等法に沿った事業主のセクシュアルハラスメント対策の徹底を図っていく。（別添 4）
とくに、男女雇用機会均等月間である 6 月に、男女均等取扱い実現のための事業主に対する指導を集中的に実施する（別添 5）。
育児・介護休業法に沿った雇用管理をするよう引き続き事業主に働きかける。

【添付資料】

- 1 平成 24 年度鳥取労働局雇用均等室における法施行状況
- 2 主な相談内容と紛争解決援助事例
- 3 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法に基づく紛争解決援助制度のご案内
- 4 『悩んでいませんか？ 職場のセクシュアルハラスメント』（均等室セクハラ相談窓口周知資料）
- 5 第 28 回男女雇用機会均等月間実施要綱